

環境負荷の低減や資源の有効利用に資する 越境移動の円滑化に関する課題について

第三次循環型社会形成推進基本計画 ～循環資源の輸出入に係る国の取組事項～

【循環資源の輸出入に係る対応】

- (1) 国内における適正処理が原則
- (2) 国際的な循環移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合、国際的な移動の円滑化を図る

(取組事項)

【不法輸出対策強化】

- ① 有害廃棄物等の越境移動に係る水際対策の強化

【循環資源の輸出入円滑化】

- ② 国外で適正処理困難な廃棄物を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効利用を図る。
- ③ 石炭灰など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国において安定的な需要のある循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合、輸出の円滑化を図る。

これまでの取組状況

廃棄物等の輸入手続きに関する近年の制度改正

- 平成22年の廃掃法改正により、従来は輸入した廃棄物を自ら処分する者に限り廃棄物の輸入が認められていたところ、国内において国外廃棄物を処理することにつき相当な理由があると認められる場合については、廃棄物の処分を委託して行う者も廃棄物を輸入することができる者として追加された（平成23年4月施行）。この改正の適用事例はこれまでに1件。
- 平成27年9月1日付で、環境省及び経済産業省では、バーゼル法関係省令を改正（同日付で公布・施行）。事業者の利便性を向上させるとともに、手続き事務の負担軽減を行った。

【改正内容】

- 特定有害廃棄物等の運搬・処分（リサイクル）の際に事業者が携帯すべき移動書類等の様式をバーゼル条約締約国会議で採択された推奨様式に変更。
- 輸入の場合、処分者に求められる処分完了等の輸出者及び輸出国への通知期限をOECD理事会決定に合わせて変更。

廃棄物輸出に関する審査基準の見直し 「一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る 審査基準等」（通知）の改正について

- 廃棄物の輸出に関する審査基準には、以下等の規定がある。
 - 輸出先において再生利用されることが確実であると認められる廃棄物の輸出であること
 - 輸出先において、我が国の廃棄物処理基準を下回らない方法により廃棄物が処理されることが確実であると認められること
- 規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）では、「他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討」することとされ、本実施計画及び循環基本計画を踏まえ、本年5月に廃棄物の輸出に係る審査基準等を改正したところ。
- 今般の改正では、輸出相手国における石炭灰などの取扱いについても考慮することとし、廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出相手国の基準に適合する場合を、廃棄物処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認める事項として追加。

⇒これにより、輸出相手国で環境汚染が生じないことを担保しつつ、輸出後の取扱いの確認に係る手続きの迅速化を図ることとした。

更なるニーズと課題

①循環資源の輸入円滑化

～電子部品スクラップの輸入に関するニーズ～

- 電子部品スクラップ（廃基板等。貴金属等回収目的）等の輸入手続きについて、同じバーゼル条約等の枠組みの範囲内で行われているにも関わらず、欧州（EU）に比べ我が国のバーゼル法の手続きは長時間を要し、我が国の処理施設が欧州の処理施設との間で取引条件が比較劣位にあるとの指摘がある。
- 我が国での環境上適正なリサイクルを推進する観点からは、輸入された電子部品スクラップの我が国におけるリサイクル状況（環境対策面、資源回収面）を踏まえた輸入円滑化の是非について整理が必要。

【参考】電子部品スクラップ輸入に係る日欧手続き比較

EU域内への輸入は、輸出相手国に関わらず、バーゼル条約に比べ簡素化されたOECD理事会決定に基づく手続きと同等の国内手続きが適用されている。

輸入目的	輸入手続きに係る考え方	
	日本（バーゼル法）	EU（参考資料5参照）
リサイクル	<ul style="list-style-type: none">■ OECD理事会決定で規定された<u>グリーンリスト該当物（電子部品スクラップ等）</u>をOECD加盟国から輸入する際には、相手国からの通告が不要。■ <u>上記以外の場合は相手国からの通告が必要。</u>■ OECD理事会決定で認められた<u>事前の同意が与えられている回収（リサイクル）施設（※1）の考え方が未導入</u>	<ul style="list-style-type: none">■ <u>グリーンリスト該当物は、OECD加盟国以外の国・地域からの輸入の場合であっても、相手国からの通告が不要。</u>■ 上記以外の場合は相手国からの通告が必要。■ <u>事前の同意が与えられている回収（リサイクル）施設（※1）の考え方を導入</u>
処分	■ 相手国からの通告が必要。（※2）	■ 相手国からの通告が必要。

※1 事前の同意が与えられている回収（リサイクル）施設：バーゼル条約では、輸出入の包括承認が可能な期間は最大1年間とされているが、OECD理事会決定では、輸入国がリサイクル施設を当該施設に認定している場合には、指定された種類の有害廃棄物の輸入について、最大3年間の包括承認が可能としている。（参考資料2参照）

※2 廃棄物に該当するものの輸入の場合は、廃掃法に基づく輸入手続きが別途必要。

②循環資源の輸出円滑化

～試験目的の廃棄物輸出に係るニーズ～

- 近年、廃掃法に基づく輸出実績がある石炭灰以外の品目（ダスト類等）について、国内需要に限界があるが海外では安定的に需要があることから、日本の処理施設と同等の輸出先施設でリサイクルすることを模索したいとして、実証試験等を目的とした輸出の可否等に関し、環境省へ具体的相談がなされており、こうしたニーズへの対応について整理が必要。

【具体事例】

- 今後輸出を検討している廃棄物について、輸出審査基準※への適合性を確認するため、海外での実証試験がしたい。
※審査基準：国内での適正処理が困難と認められる輸出である場合を除き、輸出先において再生利用されることが確実であると認められる廃棄物の輸出であること及び我が国の処理基準と同等の処理を行うこと
- 国内では未確立だが、海外では事業実施ベースで導入されているより進んだリサイクル技術を国内に導入するため、海外の工場に国内で発生した廃棄物を必要最小限度持ち込み、実証試験を行いたい。
- しかしながら、現行制度上は、輸出前に審査基準への適合を証明することを求めている、上記のような目的での輸出は、規程上想定されていない。

【参考】試験目的の輸出に係る OECD理事会決定上の規定及び欧州規則

試験目的（成分分析や実証試験）での輸出入は、OECD理事会決定及び欧州規則では取扱いが規定されているが、我が国の関係法令には特段の規定がない。

目的	試験目的に係る輸出入の考え方		
	OECD理事会決定	EU（欧州規則）	日本
試験目的	<ul style="list-style-type: none">■ OECD理事会決定では、物理化学的特性を評価するため、あるいは、廃棄物回収作業の適正を決定するための分析試験を行うことが明らかである場合であって、<u>当該廃棄物の数量が25kg以下の場合、規制対象から除外することができる。</u>	<ul style="list-style-type: none">■ 資源回収目的であって、<u>20kg以下の場合、事前通告の対象から除外</u>■ 物理化学特性を評価するための廃棄物の運搬で、<u>25kg以下の場合、事前通告の対象から除外。</u>ただし、相手国への情報提供の対象となる。	<ul style="list-style-type: none">■ <u>試験目的に関する規定はない。</u>（廃掃法・バーゼル法ともに）

③他法令確認等

～規制対象外であることの証明等に係るニーズ～

- 環境省及び経済産業省では、廃掃法（環境省のみで実施）やバーゼル法の規制対象物に輸出入予定貨物が該当するか否かについて、行政サービスとして、事業者から提出された書類内容に基づき口頭で助言を行う事前相談制度を実施しており、その助言内容の概要を税関と共有している（資料2参照）。
- 本制度を運用において、適正に製品等の輸出入を行いたい事業者の中には、法令遵守（コンプライアンス）重視等の観点から、輸出入しようとする貨物（例：適切に分別された鉄スクラップ、適正なリユース品等）が廃掃法やバーゼル法の規制対象とならないことを税関等に証明したいとして、環境省等に相談を求めてくる場合がある。
- しかしながら、事前相談制度は行政サービスという位置づけであり、環境省等からの助言内容は厳格な証明とはならず、法令に違反しないことを確認して適正な輸出入を行いたい事業者のニーズに対応できていない可能性があり、対応について整理が必要。